

千葉市上水道給水装置設置等資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する住民等に対し、上水道の供給を受けるための給水装置の設置及び給水申込並びに浄水器の設置を行う場合に必要な資金の融資及び当該融資に対する利子補給を行うことにより、上水道の普及促進を図り、安全な飲料水の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水汚染 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下、「省令」という。）に規定する表の上欄に掲げる事項（ただし、3号から20号に限る。以下、「水質基準項目」という。）につき、同表の下欄に掲げる基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下、「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目（ただし、アルキル水銀、PCB、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブに限る。以下、「環境基準項目」という。）につき、同表の基準値の欄に掲げる数値及びPFOS及びPFOA（以下、「PFAS」という。）につき、指針値である0.00005 mg/l並びに地下水の性状、状況などを勘案し市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）につき、飲用に適すると考えられる基準に適合しない地下水の状態のことをいう。
- (2) 取扱金融機関 株式会社千葉銀行及び千葉信用金庫をいう。
- (3) 飲料水 地下水で日常生活の飲料用として使用するものをいう。
- (4) 給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に定める装置をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設に関する工事をいう。
- (6) 給水申込金 千葉県水道事業給水条例（昭和36年千葉県条例第46号）第30条の2第1項及び千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）第37条第1項に定める給水申込納付金をいう。
- (7) 浄水器 地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱（平成12年4月6日施行。以下、「浄水器要綱」という。）第2条第1号に定める浄水器をいう。
- (8) 上水道配水管布設工事 未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年4月1日施行。以下、「県要綱」という。）又は千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下、「市要綱」という。）に定める未普及地区配水管布設工事のことをいう。

(預託金)

第3条 市長は、融資資金の融資原資の一部として、別に定める金額（以下、「預託金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

2 預託期間及び預託利率は、市長が取扱金融機関と協議して定める。

(融資総額)

第4条 取扱金融機関がこの要綱に基づき融資する融資総額は、預託金額に取扱金融機関の資金を加えた額とする。

2 前項に規定する取扱金融機関の資金の額は、取扱金融機関が市長と協議して定める。

(融資対象者)

第5条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下、「上水道要綱」という。）

第6条に基づく補助金交付の申請者（同申請者と同一の上水道配水管布設工事を行うものを含む。）で、住宅に上水道の給水を受けるための給水装置の設置及び給水申込を行うもの

イ 地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用するもののうち、住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管（以下、「配水管」という。）が布設されているが現に給水装置を設置していないものであって、住宅に上水道の給水を受けるための給水装置の設置及び給水申込を行うもの

ウ 浄水器要綱第3条に定める補助対象者以外のもののうち、住宅の敷地に隣接する道路に配水管が布設されておらず、かつ地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用するものであって浄水器要綱第17条に基づき市の指定した取扱業者から同要綱第2条第1号に規定する浄水器を購入し及び設置するもの

(2) 融資を受けようとする住宅について、既に本要綱に基づく融資を受けていないこと。

(3) 取扱金融機関が指定する保証会社の保証を受けることができること。

(融資額及び融資期間)

第6条 融資額は次の各号に定める融資対象ごとに当該各号に定める金額を限度とし、1万円を単位とする。

(1) 給水装置工事費及び給水申込金 100万円

(2) 浄水器設置費 50万円

2 融資期間は、3年以内とする。

(融資利率)

第7条 前条に規定する融資額に対する利子は、市長が取扱金融機関と協議して定める。

(償還方法)

第8条 融資資金の償還方法は、元利均等毎月割賦払とする。

(融資の申込)

第9条 融資を受けようとする者は、千葉市上水道給水装置設置等資金融資申込書(様式第1号)に次の各号の場合に当該各号に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 給水装置工事費及び給水申込金の場合

ア 給水装置工事等の見積書の写し

イ 使用する給水管の口径を証する書類

ウ 第5条第1号イに該当するものは、飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目、PFAS及び必要項目(ただし、省令に規定する水質基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値、指針値である0.00005mg/l及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準(以下、「項目の基準値等」という。)に適合しない項目に限る。)に係る計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下、「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書(以下、「計量証明書等」という。)

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 浄水器設置費の場合

ア 前号ウに規定する計量証明書等

イ 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

ウ その他市長が認める書類

(融資の依頼)

第10条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに千葉市上水道給水装置設置等資金融資依頼書(様式第2号)により、取扱金融機関に融資を依頼するものとし、又は不適当と認めた場合は、千葉市上水道給水装置設置等資金融資不可通知書(様式第3号)により、前条の規定による申込をおこなった者に通知するものとする。

(融資の実行報告)

第11条 取扱金融機関は、前条の規定により融資の依頼を受けたときは、その結果について、千葉市上水道給水装置設置等資金融資実行結果報告書(様式第4号)により、市長に報告するものとする。

(設置完了報告)

第12条 第10条の規定による依頼に基づき取扱金融機関から融資を受けた者は、給水装置工事又は浄水器設置が完了したときは、速やかに千葉市上水道給水装置設置等工事完了報告書(様式第5号)に、次の各号の場合に当該各号に定める書類を添付して市長に報告するものとする。

(1) 給水装置工事の場合

ア 給水装置工事の領収書の写し

イ 給水申込金の領収書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 浄水器設置の場合

- ア 浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真
- イ 浄水器の購入及び設置に係る領収証（書）の写し
- ウ 飲料水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等（ただし、第9条第2号アで検査した項目が項目の基準値等に適合していることを証するものに限る。）
- エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、速やかに工事の完了確認をし、千葉市上水道給水装置設置等工事完了確認書（様式第6号）を交付するものとする。

(融資の実績報告)

第13条 市長は、融資資金の償還状況を把握するため必要と認めるときは、取扱金融機関に対し千葉市上水道給水装置設置等資金融資実績報告書（様式第7号）の提出を求めることができる。

(利子補給)

第14条 市長は、上水道給水装置設置等資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内で利子の補給をすることができる。

(利子補給の率)

第15条 利子補給率は、上水道給水装置設置等資金として融資を受けた資金の残額について第7条で定めた融資利率以内で別に定める率とする。

(利子補給期間)

第16条 利子補給期間は、融資を受けた日から3年以内とする。

(申請手続)

第17条 利子補給を受けようとする者は、千葉市上水道給水装置設置等資金利子補給金交付申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市上水道給水装置設置等資金利子補給金実績報告書（様式第9号）
- (2) 千葉市上水道給水装置設置等工事完了確認書の写（工事完了前にあっては、給水申込納付金領収書の写しとする。）
- (3) 融資の償還を証する書類
- (4) 利子補給金額計算書

(利子補給の決定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市上水道給水装置設置等資金利子補給金交付決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第19条 前条の規定により利子補給金の決定を受けた者は、千葉市上水道給水装置設置等資金利子補給金交付請求書(様式第11号)に、千葉市上水道給水装置設置等資金利子補給金交付決定通知書の写しを添付して、市長に利子補給金の請求をするものとする。

(利子補給金の交付決定の取消)

第20条 市長は、利子補給金の受給者が次の各号の一に該当する場合、その交付決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

- (1) 不正の方法により上水道給水装置設置等資金の融資を受けたとき。
- (2) 上水道給水装置設置等資金の融資資金を目的外に使用したとき。
- (3) その他利子補給金を交付することが不相当と認められる事由があったとき。

(利子補給金の返還)

第21条 市長は、利子補給金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る利子補給金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか融資及び利子補給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日までに上水道要綱(ただし、平成24年4月1日改正前の上水道要綱に限る。)第6条に基づく申出を行い、平成24年4月1日以降に配水管の布設が完了するもののうち住宅に上水道の給水を受けるための給水装置の設置及び給水申込を行うものは、要綱第5条第1号アに規定するものとみなす。
- 3 市は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。